

改正 平成30年9月13日 原規総発第1809132号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月13日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、平成30年9月13日から施行する。

(別添)

原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第1条 (略)				第1条 (略)			
(定義)				(定義)			
第2条 この要領における用語の定義は、規則第2条に定めるところによるもののほか、次のとおりとする。				第2条 この要領における用語の定義は、規則第2条に定めるところによるもののほか、次のとおりとする。			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) この要領において「部等の長」とは、それぞれ次長、原子力規制部長及び <u>原子力安全人材育成センター</u> 所長(以下「所長」という。)並びに原子力規制庁組織細則に規定するグループ長をいう。				(2) この要領において「部等の長」とは、それぞれ次長、原子力規制部長及び <u>原子力安全人材育成センター</u> 所長並びに原子力規制庁組織細則に規定するグループ長をいう。			
(3)・(4) (略)				(3)・(4) (略)			
第3条～第46条 (略)				第3条～第46条 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 (共通事項)				別表第2 (共通事項)			
(1) 一般共通事項				(1) 一般共通事項			
事項番号	専決事項	専決者	合議者	事項番号	専決事項	専決者	合議者
1～27	(略)			1～27	(略)		
28	研修計画及びその実施に関すること。	<u>所長</u>	人事課長	28	研修計画及びその実施に関すること。	<u>原子力安全人材育成センター</u> 所長	人事課長

29・30	(略)		
-------	-----	--	--

(2)・(3) (略)

別表第3 (原子力規制法令)

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第16号)関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1～23	(略)				
24	人事課	原子炉等規制法第22条の3第1項第1号の規定による核燃料取扱主任者試験の実施に関する <u>ことのうち、試験委員の任免及びそれに関連する事項に関すること。</u>	長官	所長	否
25	原子力安全人材育成センター	原子炉等規制法第22条の3第1項第1号の規定による核燃料取扱主任者試験の実施に関する <u>こと(前号に掲げるものを除く。)</u> 。	副所長		否
26	部門(部安全規制管理官に係	原子炉等規制法第22条の3第1項第2号の規定による核燃料物質の取扱いに <u>関</u>	長官		否

29・30	(略)		
-------	-----	--	--

(2)・(3) (略)

別表第3 (原子力規制法令)

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第16号)関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1～23	(略)				
(新設)					
24	原子力安全人材育成センター	原子炉等規制法第22条の3第1項第1号の規定による核燃料取扱主任者試験の実施に関する <u>こと。</u>	副所長		否
25	部門(官房安全規制管理官に	原子炉等規制法第22条の3第1項第2号の規定による核燃料物質の取扱い <u>を行</u>	副所長		否

	るものに限る。)	<u>し学識及び経験を有する者の認定に関すること。</u>					係るものに限る。)	<u>う者に対する資格認定に関すること。</u>			
<u>27～48</u>	(略)						<u>26～47</u>	(略)			
<u>49</u>	人事課	原子炉等規制法第41条第1項第1号の規定による原子炉主任技術者試験の実施に関する <u>ことのうち、試験委員の任免及びそれに関連する事項に関すること。</u>	長官	所長	否		(新設)				
<u>50</u>	原子力安全人材育成センター	原子炉等規制法第41条第1項第1号の規定による原子炉主任技術者試験の実施に関する <u>こと（前号に掲げるものを除く。）。</u>	副所長		否		<u>48</u>	原子力安全人材育成センター	原子炉等規制法第41条第1項第1号の規定による原子炉主任技術者試験の実施に関する <u>こと。</u>	副所長	否
<u>51</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第41条第1項第2号の規定による原子炉に <u>関し学識及び経験を有する者の認定に関すること。</u>	長官		否		<u>49</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第41条第1項第2号の規定による原子炉の <u>取扱いを行う者に対する資格認定に関すること。</u>	長官	要
<u>52～307</u>	(略)						<u>50～305</u>	(略)			
<u>308</u>	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第9条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関する <u>こと。</u>	所長	部安全規制管理官	要		<u>306</u>	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第9条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関する <u>こと。</u>	原子力安全人材育成センター所長(以下	部安全規制管理官 要

									この表 におい て「所 長」と いう。)		
<u>309～453</u>	(略)					<u>307～451</u>	(略)				
(2)・(3) (略) 別表第4～6 (略) 様式第1～13 (略)						(2)・(3) (略) 別表第4～6 (略) 様式第1～13 (略)					